

令和5年2月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和5年3月6日（月） 開会 午前10時 1分  
閉会 午前11時54分

場所 第2委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長  
岡田静佳副委員長  
阿左美健司委員、千葉達也委員、新井豪委員、長峰宏芳委員、  
金野桃子委員、岡重夫委員、萩原一寿委員、蒲生徳明委員、  
町田皇介委員、辻浩司委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]  
金子直史福祉部長、和泉芳広少子化対策局長、藤岡麻里地域包括ケア局長、  
横田淳一福祉政策課長、  
佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、  
播磨高志高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、  
鈴木淳子障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、  
松井明彦こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹  
[総務部]  
松澤純一学事課長  
[県民生活部]  
小川美季人権・男女共同参画課長  
[保健医療部]  
加藤絵里子健康長寿課長  
[産業労働部]  
倉持和之雇用労働課副課長、忽滑谷真理子人材活躍支援課副課長、  
木村浩利多様な働き方推進課副課長  
[都市整備部]  
中村克住宅課長  
[教育局]  
石原雅樹財務課副課長、牛久裕介義務教育指導課教育指導幹、  
高津導生涯学習推進課長、塩崎豊人権教育課長  
[警察本部]  
澤田好一少年課長

会議に付した事件

子育て支援について及び児童虐待防止対策について

**阿左美委員**

- 1 S A I T A M A 出会いサポートセンターの成婚退会実績のうち、A I を活用した結婚支援の実績はどうか。
- 2 不妊治療が令和4年4月から保険適用となったが、男性要因の不妊も多いと考える。男性要因の不妊について、県は現状をどのように把握しているのか。
- 3 ひとり親家庭の貧困率が高いとのことだが、児童扶養手当や貸付け、就労支援のほかに支援は行っているのか。また、ひとり親になってから困らないために、離婚を考えている方に対して行っている支援はあるのか。

**少子政策課長**

- 1 平成30年度の開設以来、令和5年1月末現在で、316組が成婚退会しており、そのうち108組、約34パーセントがA I による紹介で成婚している。
- 3 ひとり親家庭の生活の安定と子供の健やかな成長のために経済的自立は重要であると考え、ひとり親家庭の特に母子家庭の72パーセントは離婚後に養育費を受け取れておらず、経済的に困窮する大きな要因となっている。県では、各福祉事務所の母子・父子自立支援員が、養育費の未払等ひとり親の抱える様々な悩み相談に対応している。また、養育費の相談が調停など法的な内容に及ぶ場合は、弁護士による無料相談へつなげている。令和4年度からは新たに、養育費の履行確保等に資する取組として公正証書作成や養育費保証支援を実施している。民法では、離婚時に養育費に関する取決めを行うよう明記されているが、そこがなかなか図られていない。県としては、Q & A やリーフレットを作成し周知をしているところであるが、取決めは進んでいない状況である。そこで、令和4年度から新たに離婚を考える父母等に対して養育費や面会交流の取決め及び離婚後の生活を考える機会を提供するための離婚前親支援講座を年3回開催している。あわせて無料法律相談も159回開催している。

**健康長寿課長**

- 2 男性の不妊の現状については、WHOの調査によると、不妊の要因については、男性のみに要因がある場合が24パーセント、男女両方に要因がある場合が24パーセントであり、合わせると48パーセントと、男性側にも要因がある場合が約半分であるとされている。

**阿左美委員**

男性の不妊について、どのように周知しているのか。

**健康長寿課長**

男性不妊の現状など、若い世代への妊娠・不妊に関する正しい知識の普及啓発のため、冊子「願うときにこうのとりは来ますか？」を県内の高校2年生全員に配布した。各学校におけるカリキュラムにもよるが、保健の授業等で活用いただいていると承知している。また、男性不妊治療の経験者であるダイヤモンド☆ユカイさんによる特別講座を、県内高校や大学で開催し周知に取り組んでいるところである。講座に参加した生徒からは、「パートナー同士お互いに支え合い協力することが大切と感じた。」などの感想を頂いている。

## 千葉委員

- 1 AIを活用した結婚支援システムをどのように運用しているのか。
- 2 不妊治療のうち先進医療の助成について、令和4年12月定例会において、知事から研究したいとの答弁があった。その後の研究状況はどうか。
- 3 多子世帯の保育料軽減について、実際の軽減内容はどのようなものか。
- 4 資料4ページ「イ ひとり親家庭への支援」に県営住宅にひとり親世帯向け専用枠を設定とあるが、その内容は何か。

## 少子政策課長

- 1 SAITAMA出会いサポートセンターに入会時に112問の価値観診断テストを受けていただく。この内訳は自分の価値観が46問、相手に求める価値観が66問となっている。その結果と、システムで相手を検索する傾向をみて、AIが相性の良い方を紹介する仕組みとなっている。AIからは、月に最大6回お見合いの紹介を受けることができ、希望する相手があれば、システムで会う約束をすることができる。AIによる紹介の方が、平均入会期間が短い、つまり成婚退会までの期間が短い傾向にある。
- 3 県では、多子世帯の子育て支援のため、国の保育料軽減制度ではカバーできていない第3子以降の保育料を無償化するため、この事業を実施している。仕組みとしては、県が保育料の半額を補助し、市町村が残りの保育料を減額することで、保育料が無償となるものである。令和4年度現在で、60市町村で無償化となっている。

## 健康長寿課長

- 2 先進医療について、まずは現状を把握することが大切であるため、不妊専門医療機関の医師や相談支援を行っている相談員等と、保険適用後の現状や課題を共有した。また、国の先進医療会議における検討状況についても適宜確認をしている。現在12の技術が先進医療として認められており、さらに、先進医療として一つの技術が審議されているところである。今後も引き続き、先進医療について国の審議状況を注視し研究していく。

## 住宅課長

- 4 民間賃貸住宅に比べ、比較的低廉な家賃の県営住宅の入居に際して、ひとり親世帯を対象とした専用の募集枠を設定したものである。令和4年度の実績としては、ひとり親世帯を対象として計246戸の県営住宅で募集を行った。

## 千葉委員

ひとり親世帯向け専用枠246戸について、県営住宅全体の募集枠に対しておおよそどれくらいのパーセンテージになるのか。

## 住宅課長

令和4年度に募集した県営住宅のうちの約10パーセント弱となっている。

## 金野委員

- 1 SAITAMA出会いサポートセンターの男女比と年代別の登録状況についてはどうか。
- 2 不妊治療費助成、不妊検査費助成について男女別の人数はどうか。また、助成を受けて妊娠、出産に至った数を把握しているのか。

- 3 保育士確保については、定着支援も必要である。定着に向けてどのような対策を行っているのか。
- 4 保育所における低年齢児の受入れについて、特に4月入所する0歳児の定員に対して空きが多い一方で、保育士を確保しておく必要もあるため保育所の負担が大きいと聞いている。この点について、どのような対策をしているのか。
- 5 保育所だけではなく放課後児童クラブについても待機児童は問題だと考えているが、待機児童の現状についてはどうか。
- 6 男性育児休業とともに短時間勤務の延長を望む声もあるかと思うが、短時間勤務の取得をどのように促進しているのか。
- 7 資料5ページ「児童虐待防止対策について」のうち「(3)発生予防について」において、支援が必要な妊産婦を把握し、早期に支援を実施とあるが、県として、支援の必要性に捉われることなく、もっと広く母親に対して支援すべきだと考えるがいかがか。
- 8 社会的養育の推進について、季節里親、週末里親制度の詳細はどうか。

#### 少子政策課長

- 1 利用登録者の累計は男性が8,534人、このうち20代が918人、30代が3,183人、40代が3,033人、50代が1,163人、60代以上が237人となっている。また、女性が6,661人、このうち、20代が1,147人、30代が3,443人、40代が1,679人、50代が346人、60代以上46人となっている。
- 3 保育士確保については、新卒保育士の確保や潜在保育士の就職支援だけではなく定着支援が必要である。そのためには、業務負担の軽減と職場環境の改善の2点が必要である。園外活動時の見守りなど、保育に係る周辺業務を行う保育支援員の配置や保育所のICT化による事務の軽減などに対して補助がされている。職場環境の改善については、経営者や管理者の意識改革も重要なことから、経営者などを対象とした職場定着や人材育成に関する研修なども実施している。さらに、社会保険労務士などの専門家派遣によって働きやすい職場環境づくりを支援し、勤務経験3年未満の新任保育士向けの就業継続セミナーなども実施している。そのほか、経済的支援として宿舍借上補助事業によって、保育所が保育士に対して行う家賃補助にかかる経費の助成を行い、職場定着につなげている。
- 4 0歳児については、待機児童の多い1歳児と異なり、予定定員に満たない保育所が比較的多い実態がある。ここ数年では、新型コロナウイルス感染症による預け控えなどの影響もあり、入所児童が予測しにくい状況にあるとも思われる。また、0歳児については、年度途中での入所申込が多い実態もある。そういった中、保育所においては年度の途中ですぐに新たな保育士を確保することが難しいことから、受入れに備えて年度当初から保育士を確保している現状もある。保育所の運営費は、利用する子供の数に基づいて支払われているため、年度途中の受入れに備えてあらかじめ保育士を雇用していると、その分が持ち出しになって、それが赤字につながっていると考えている。このため、県では、不足する運営費に対する補填として、乳児の受入れが減少している人数に対して1人当たり月額80,000円の補助を行っている。今後も、0歳児の受入れについては、地域で保育を行っている市町村と密に情報交換をしながら、支援していく。
- 5 厚生労働省の調査では、令和4年5月1日現在26市町1,554人が放課後児童クラブに入所できない状況である。

## 健康長寿課長

- 2 不妊治療費助成のうち、令和3年度の特定不妊治療費助成については、男性39件、女性7,043件となっている。早期不妊治療費助成については、男女別は把握していない。不妊検査費助成については、カップルでの検査受検を条件としているため、2,661組のカップルに助成を実施している。また、助成により出産に至った数については把握できていないが、特定不妊費助成件数7,082件のうち、妊娠が判明したのは2,580件で、妊娠に至った割合は36.4パーセントとなっている。
- 7 広く産後の母親に対して支援を行うことは重要である。このため、国においても、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を喫緊の課題と捉え、「出産・子育て応援給付金」を創設した。この事業では母子保健の実施主体である市町村が、伴走型相談支援を実施することとされており、特に妊娠届出時と出生届出後に全妊産婦と面談を行い、産後ケアにつなげることが必須となっている。また、県が実施している妊娠期からの虐待予防強化事業では、産科医療機関等において特定妊産婦までいかないまでも、母親が育児不安を抱えているなど早期に養育支援が必要と判断した場合に速やかに市町村に情報提供する仕組みがある。県としては、メンタルヘルス支援など面談に携わる職員を対象とした専門的な研修の充実を図り、身近な地域において、産後の母親に寄り添った支援が行われるよう、市町村のサポートに積極的に取り組んでいく。

## 多様な働き方推進課副課長

- 6 男性育児休業取得促進のためのセミナーを開催し、経営者等に向けて短時間勤務の必要性を周知している。また、実際に短時間勤務の実現を希望する企業には、アドバイザーを派遣し業務の見直しや棚卸を行い、導入できる体制を整える支援を行っている。さらに、多様な働き方実践企業の認定項目に従業員が短時間勤務を取得している実績を加えるなど、積極的に評価することで促進している。

## こども安全課長

- 8 この事業は、令和3年度から週末里親・季節里親制度である「埼玉県版さいたまフレンドほ一む」として開始したものである。児童養護施設に暮らす子供を対象として、正規の長期委託を受けることは難しいが計画的な交流なら可能な未委託の里親を対象にして、実施している取組である。これまでの実績は、この事業に登録いただいた里親が10世帯、そのうち交流をしているのが2世帯という状況である。

## 金野委員

- 1 不妊治療費助成の件数について圧倒的に男性が少ないという印象である。県としてどのような対策を考えているのか。
- 2 季節里親・週末里親について、養子縁組をしなくても季節・週末だけ家庭に子供を受け入れるということで、制度的なハードルが少し低く希望者も多いのではないかと考えていた。しかし、現状では10世帯登録で2世帯の実績である。制度について、もう少し周知が必要ではないかと考えるがいかがか。

## 健康長寿課長

- 1 男性不妊治療の助成件数が少ない理由としては、助成事業の対象となる治療が精巣から精子を回収する手術のみであり、男性不妊治療のごく一部でしかないことが要因として挙げられる。また、先ほども阿左美委員の質疑でも答弁したが、男性側にも原因があ

ることが十分理解されていないことも理由として考えられる。そのため、今後も周知啓発をしっかりと行っていく。

### こども安全課長

- 2 まだ交流を始めて間もないケースもあるが、現在交流をしている方々の子供や里親の感想などを聴き取り、この制度に対する意見などを把握しながら、関係の里親や施設に情報提供し、意見交換しながら、事業が更に拡充できるように取り組んでいく。

### 蒲生委員

- 1 一般質問で超短時間雇用について質問した際に、県は障害者の雇用から働き掛けているということだったが、認定制度でこうした取組を進めていくことは可能なのか。
- 2 資料6 ページ「児童虐待防止対策について」の「ウ 関係機関との連携強化」のうち、「(ア) 警察との連携について」であるが、図表にあるシステムにのっとった上で、警察と児童相談所が連携する形となっている。児童虐待の件数は多く、また夜遅くに起こることもあるため、私の元に相談がある案件について、このとおりにリアルタイムで情報共有ができていないのか疑問であるパターンが多い。もっときちんと情報共有ができているのであれば、警察がより迅速に動くことが可能だったのではないかと考えているがどうか。

### 多様な働き方推進課副課長

- 1 多様な働き方実践企業の認定項目では、法を上回る短時間勤務制度を実現している企業を対象としている。どのくらい短縮するかについては、企業の経営判断等もあるため認定制度の中では定めていない。

### 児童虐待対策幹

- 2 虐待に係る警察との連携について、まず、システムのあらましとして児童相談所で受けた児童虐待相談をシステムに全て入力する。例えば警察が住民から通告を受けて対応するときに、その家庭では過去に虐待相談があったかどうかなどをこのシステムを通じて把握できるという流れになっている。例えば、家庭訪問において保護者が虐待を否定したときに、このシステムで虐待歴があることが確認できていれば、より適切な対応ができるというものである。実際に警察との連携がしっかりできていれば未然に防げるのではないかということについて、警察との連携では、日頃、児童相談所と所管の警察署で連絡会議の開催や、市町村レベルであれば要対協、すなわち要保護児童対策協議会において、虐待対応セクションと警察、関係機関との情報共有を図っており、こうした取組を地道に進めて一つでも救えるようにしていく。

### 蒲生委員

児童虐待の関係で、そういった会議も行いながら連携を密にしながら取り組んでいるということは理解している。しかし、近隣住民が通告を警察にする場合と児童相談所にする場合があるが、職員の対応などもあり、連携がうまくいかないことが現実にはよく起こり得る。そのときには過去の情報も大事なことであるが、現実はどう動いていくのかという

意味で、迅速に対応しなくてはならないときの体制づくりに力を入れてほしいと思っている。県として、現場に行って声を聴き、実態として何が不足しているのか、何が課題なのかを捉えながら進めていくべきと考えるがいかが。

### 児童虐待対策幹

現場レベルで関係機関との連携を充実させるに当たり、各機関がどのような取組をしているのか県としてしっかりと把握していくことは大事である。その上で、連携がとれる体制を担保するという必要であるため、現場との意見交換をしながらしっかりと取り組んでいく。

### 新井委員

- 1 資料5ページに児童虐待相談対策件数の推移がある。10年間で3倍以上に虐待が増えているように見えるが、あくまで相談件数であって裏を返せば相談体制が充実した又は虐待に対する考え方が変化したと言える。実際に令和3年度における埼玉県の相談件数が17,000件あるが、このうち虐待として事実認定された割合はどのくらいか。また、事実認定の数は相談件数と同じ曲線を描いて右肩上がりになっているのか。
- 2 社会的に虐待に対する考え方は変化していると思うが、虐待の事実認定に関する判断基準は、ここ10年で変化しているのか。また、事実認定の判断は市町村が組織的にすることになっていると思うが、実際に県や国からある程度統一された基準が示されているのか。

### 児童虐待対策幹

- 1 まず、相談件数のうちの認定件数だが、児童相談所が相談を受けて保護者や世帯の対応をする中で、判明しない部分もあるが「虐待あり」と県児童相談所が判断した件数は9,170件で63.8パーセントという状況である。過去からの推移についてはデータがない。また、認定する際の基準は、保護者の状況、子供の状況、周辺を取り巻く環境、背景などの状況を聴取しながら判断している。
- 2 虐待の事実認定については、国の指針やガイドラインに基づいて行っているものであるが、件数の増加の中で特にDV目撃などの心理的虐待が特に増えている。基準の本質は変わっていないが、より芽の小さいうちから積極的に対応している。

### 新井委員

認定の基準について、本質的には変わっていないが、ある程度社会情勢によって変化していると思う。国が基準を出しているとはいえ判断は難しい。虐待の事実認定について市町村に判断を委ねると市町村間で格差が出ると思うが、そうならないよう県として対策を行っているのか。

### 児童虐待対策幹

市町村ごとに対応に差があってはいけない。県がマニュアルのひな形を整備し、市町村に示しているほか、希望のある市町村に児童相談所のOBを派遣し、日頃、市町村が行う虐待相談対応の支援を行っている。

### 萩原委員

- 1 不妊治療の保険適用前後の経過措置助成について、具体的な取組内容は何か。

- 2 検査の実績について、令和4年度の実績はどうか。
- 3 資料3ページ「多子世帯の保育料軽減」について、第3子以降の満3歳未満児を対象とするものだが、対象となる児童数及び全体の出生数のうち対象者が占める割合はどうか。

#### **健康長寿課長**

- 1 令和3年度に治療を始めた方のうち、令和4年度に治療が終了した方に対して助成を行っている。
- 2 検査女性の実績は、令和4年11月末時点で、不妊検査1,111件、不育症検査191件である。

#### **少子政策課長**

- 3 令和3年度の実績で申し上げますと、児童数は6,775人、額にすると10億5,900万円程となっている。また、埼玉県の出生数に対する第3子以降の子の割合は、令和3年度は16.4パーセントとなっている。

#### **萩原委員**

- 1 令和3年2月定例会で質問したが、当時、不育症検査の助成は県外の医療機関は対象でなかった。現在はどうか。
- 2 多子世帯の保育料軽減について、市町村の実施状況はどうか。

#### **健康長寿課長**

- 1 以前は対象が限定されていたが、現在は県外医療機関も対象である。

#### **少子政策課長**

- 2 現在、60市町村で無償化されている。来年度からは、全市町村で実施されるように調整している。

#### **町田委員**

- 1 男性の育児休暇取得促進における奨励金事業について、長時間労働是正と男性育児休業取得とで18件の募集となっているようだが、男性育児休業の奨励金について、応募数と実績はどうか。
- 2 資料4ページ「イ ひとり親家庭への支援」のうち「県営住宅にひとり親世帯向け専用枠を設定」したことについて、246戸の募集を行ったとのことだが、入居につながった件数は何件か。

#### **多様な働き方推進課副課長**

- 1 令和4年度は16社の応募、実績となっている。

#### **住宅課長**

- 2 令和元年7月から募集を開始しており、令和4年10月までで全体では430世帯に入居いただいた。



## 町田委員

- 1 男性の育児休暇取得促進における奨励金事業について、企業への周知をどのように行っているのか。
- 2 県営住宅にひとり親世帯向け専用枠の設定したことについて、この事業がひとり親世帯の入居につながっているということは分かった。ひとり親世帯の方は、市役所に手続などで行くことが多いと思うので、その際に本事業についてしっかりと周知することが必要である。周知はどのように行っているのか。

## 多様な働き方推進課副課長

- 1 事業のチラシを作成し、経済団体の協力を頂き配布している。また、奨励金事業を委託している事業者が独自のネットワークを使って周知をしている。

## 住宅課長

- 2 県営住宅の募集案内を市町村の窓口で配布している。また、ホームページなどでもひとり親世帯向けの募集枠がある旨を広報している。

## 前原委員

- 1 保育士確保対策の結果と課題をどのように考えているのか。
- 2 保育士の確保について、加配に伴う経費助成の実施状況はどうなっているのか。
- 3 保育士のキャリアアップ研修の実施について、研修参加の保育士の補充ができる場所でなければ研修に参加できないという声を聞いている。補充できないところでは、現場への負担が増すと考えるが、どのように認識しているのか。
- 4 身近な地域子育て支援拠点について、令和4年3月末現在578か所となっており、多様な保育サービスが充実されているが拠点の設置状況はどうか。設置について、対象年齢人口や自治体の財政力などによって左右されているのか。
- 5 放課後児童クラブの充実について、新設整備数22か所とあるが、必要な数としてこれで十分なのか。また、登録児童71人以上の大規模クラブの解消について、現場からの声をどのように把握し、今後の解消のためにどのように行っていくのか。
- 6 養育費の未払に苦しんでいる方への支援施策は行っているのか。
- 7 離婚前親支援講座について、どのように周知徹底しているのか。
- 8 資料6ページ「児童虐待防止対策について」のうち「(イ)市町村との連携」において、児童福祉司経験者を市町村に派遣とある。先ほどの新井委員への答弁で、児童虐待件数が9,170件であるとのことだったが、児童福祉司1人当たりの業務量は適切と考えているのか。
- 9 児童養護施設退所児童の進学率について、令和2年度から3年度で急上昇しているがその背景は何か。また令和4年度はどうだったのか。
- 10 児童養護施設退所等児童に対する資金貸付けについて、新規貸付者が28人ということだが、応募者数と利用できなかった理由は何か。
- 11 児童養護施設退所者の交流場所の提供について、退所児童等アフターケア事業所の充実策は何か。

## 少子政策課長

- 1 保育士確保については、新卒保育士の確保と潜在保育士の就職支援、それに加えて、研修の実施などの事業によって、毎年3,000人程度を確保している。

- 2 低年齢児の受け入れを手厚く行うための保育士の加配支援として、1歳児については、国の配置基準である1対6を1対4に改善するため、児童1人当たり月額20,000円の補助を県と市町村が2分の1ずつ負担して実施している。令和3年度は、7,700人分の補助をした。乳児の途中入所のための補助は、1人当たり月額80,000円の補助を行っている。
- 3 研修参加のための代替保育士を雇用するための費用は公定価格に含まれており、保育士1人当たり年間3日分となっている。県では、今年度は136回のキャリアアップ研修を実施したが、毎年、保育所にアンケートをして、現場からの意見を踏まえて、オンライン研修を増やすことや、繁忙期を避けて開催するなどの工夫をしている。今後も、保育士の方がより受講し易くなるよう、現場の保育所の意見を丁寧に聞きながら、実施していく。
- 4 地域子育て支援拠点の整備は、前の「埼玉県子育て応援行動計画」の事業計画を踏まえて整備目標を567か所と定めており、既に平成31年3月末で達成している。しかしながら新たに拠点が必要という声もあり、県としては市町村の声を聴きながら備品等の整備補助を引き続き実施していく。
- 5 放課後児童クラブについては、毎年6月頃に整備要望を市町村に確認している。先ほど答弁したとおり1,554人ほど待機児童が発生しており、県としては引き続き市町村の意向を踏まえ整備を進めていく。特に、71人以上の大規模クラブの解消については来年度予算で提案しており、県ガイドラインを遵守し、40以下の適正規模に分割した場合、整備費について市町村が本来負担する分の2分の1を県が負担する。市町村の負担を少なくすることで71人以上の大規模クラブを解消できるようにしていく。なお、現場からの声については学童保育連絡協議会と意見交換をした結果、県ガイドラインの遵守を積極的に進めていただきたいとの要望を受けている。
- 6 養育費の未払について、介入は難しいところであるが、弁護士相談へ支援員が積極的につながるにより、少しでも悩みに寄り添ってあげればと考えている。
- 7 市町村とも協力し広報誌等で周知を図ることにより、なるべく丁寧に必要とする方に届くように行っていく。

## 児童虐待対策幹

- 8 児童虐待相談対応件数が増加している中で、児童福祉司の負担をいかに軽減するかということは重要である。数値的には、児童福祉司の1人当たりの相談対応件数の全国平均が40.2件、それに対して本県が56.8件となっており、本県は少し厳しい数値となっている。本県においては、この5年間で児童福祉司を2倍程度増員しているが、引き続き児童福祉司の増員を図るとともに、ICTを活用した児童相談所の業務の効率化などを進めて、職員の負担軽減を図っていく。

## こども安全課長

- 9 令和2年度から令和3年度の上昇について、分析は難しいが現場の人に話を聞いたところ大きく分けて二つあるのではないかとということである。1点目は高等教育の無償化が令和2年度から始まり、国の資金を入れながら県が行っている自立支援のための貸付制度がある。こういった経済的な支援制度に関する情報が入所児童にも浸透し、経済的な理由で大学進学を断念することが少なくなったことである。2点目は、なりたい職業のために大学に進学して勉強をしている施設の出身者がいること、そのような目標になるロールモデルが身近にいることで、今まで就職しか考えてこなかった子供が大学進学

を考えるようになったことである。子供の意向、意欲などで年々就学率は変わるが、こういったことが背景にあると考えられる。令和4年度の進学率については、本日の資料における令和3年度の数字が直近のものであり、これは令和4年3月に卒業した者の数字である。

10 貸付金について、希望があった人全員に貸付けを行っている。

11 アフターケア事業の充実について、クローバーハウスを民間事業者に委託し、退所者からも多くの相談を受けており、ニーズはある。児童福祉法が令和6年4月1日改正されることにより、施設を退所しただけではなく、例えば一時保護の後、措置に至らなかった場合で、自立支援を必要とする者からの相談に応じる社会的養護自立支援拠点が都道府県等の事業に位置付けられる。児童福祉法の改正内容を踏まえながらアフターケア事業の充実について引き続き検討していく。

### 前原委員

資金貸付けについて、5年間働けば免除になるという制度設計ではあるが、あくまでも返済が前提である。返済の負担についてはどうか。

### こども安全課長

5年間就労継続すれば免除になるという制度で、就労継続をすることは子供にとっても意義のあることである。貸付金の窓口は社会福祉協議会で、毎月支払いをするときに子供に就労、進学状況を確認しながら事務を行っている。状況をしっかり把握して必要な支援や関係機関につないでいる。例えば途中でやめてしまった場合などにはクローバーハウスなどにつないで就労支援につながるような取組を行っている。また、支払猶予といった制度もある。現行制度の運用でうまく対応し、子供が活用しやすいよう施設に対して情報提供していく。

### 岡委員

社会的養育の推進について、資料8ページ「(2)入退所児童等への支援」のうち「ウ就労支援について」において、「児童に対しての職業意識やコミュニケーション能力を身に付ける」、また「就職後に支援員が職場を訪問」とある。実際に就職するときの企業へのアプローチや説明などについて、クローバーハウスに全て任せているのか。県としてどのような支援をしているのか。

### こども安全課長

就労支援については、第一義的にはクローバーハウスが行っており、必要に応じて企業への同行訪問など行っている。クローバーハウスだけで対応できないようなものについては、県に報告の上、県としてできる対応をしていくことになる。

### 岡委員

実際、私も協力して、就職情報など例えば自衛隊などにいろいろつないでサポートしている。クローバーハウスを運営するコンパスナビからは、企業に対する情報が少ない、またコンパスナビだけだと情報が集まらないという話を聞いている。そういうところを県がサポートする必要があるのではないのか。委託先であるコンパスナビと情報交換などが足りないと感じるがいかがか。

## こども安全課長

現場の方の声を聴いて、事業に生かしていくことが事業の拡大につながっていくと考える。現状では足りない部分もあると思われる。まずは、コンパスナビがどのような情報やサポートを必要としているのかといったことをしっかりと意見交換していき、県としてできることを考えながら事業に取り組んでいく。

## 辻委員

資料8ページ「(2) 入退所児童等への支援」のうち「イ 住居支援」について、入退所者支援の住居支援、退所した子が大学等に進学するときに、アパートを借り上げて低額の家賃で貸す「希望の家」事業を行っているが、これは進学が要件となっている。しかし、児童養護施設等を退所した人は就労をしたとしても、不安定な職となることがある。そのため低額な住居を必要とするのは、進学者だけでなく就労した者も同じであるとする。この点について県営住宅の活用や連携があるのか。また、就学を条件としていることについて、その考え方は何か。

## 住宅課長

現在、児童養護施設退所者のうち離職者に県営住宅を提供する取組を行っており、実績としては1件となっている。退所離職者の入居については、福祉部と連携を図りながら対応していく。なお、県営住宅については高齢者の単身入居を認めているが、若年単身の方については、入居できない制度になっている。

## こども安全課長

住居支援は大学生だけではなくて就労者にも行うべきではないかとの話であるが、就労されている方も同じように住居に困る人もいと認識している。今、住宅課長からも説明があったが、そういった取組について住宅課とも連携して進めている。大学生については住居を探すのも難しく制約がある中で学業を進めている。この事業の趣旨は住むところを貸すだけではなく、就学もスムーズに継続していくよう支援員による支援を行う取組である。

## 辻委員

就学している人には希望の家があり、失職した人には県営住宅あるが、就職はしているが、不安定な雇用となっている、また働いているけれども生活面でのサポートが必要な退所者が多いと思う。そう考えると就業、失業といった場面によって使える制度が変わっているわけだが、もう少し一体的に就労していても支援が受けられる状況、事業を広げていく必要が考えられるのではないのか。様々な制度的な制約があって就労している人には難しいのか。

## こども安全課長

社会的養護の経験者を対象にした立て付けになっている。就労者については、例えば自立支援貸付金などによる家賃の貸付けやあるいは生活費の貸付けなどのスキームがある。県に相談があればしっかり関係機関につないで困らないようにフォローしていく。